

## 文書館整備検討委員会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、文書館整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 会議の傍聴定員は、5名以内とする。

(傍聴手続き)

第3条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議を開催する会場の受付で傍聴希望者受付票（別記様式1）に住所、氏名を記入し、文書館整備検討委員会事務局（以下「事務局」という。）の許可を受けなければならない。

2 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(傍聴の不許可)

第4条 傍聴希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合、事務局は傍聴を許可しないことが出来る。

(1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者。

(3) 酒気を帯びている者。

(4) その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者。

(遵守事項)

第5条 会議の傍聴を許可された者（以下「傍聴者」という。）は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

（2）会場において、飲食、喫煙を行わないこと。

（3）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

（4）事務局の指示に従うこと。

（5）その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

（遵守事項を守らない場合の措置）

第6条 傍聴者が、前条に掲げる遵守事項を守らない場合は、事務局はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、事務局が定めるものとする。

別記様式1

文書館整備検討委員会傍聴希望者受付票

受付番号

開催日時	住所	氏名	結果
平成 年 月 日			許可 ・ 不許可

1人につき1枚使用